



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	第1報告に対するコメント
Author(s)	宮入, 隆
Citation	フロンティア農業経済研究, 21(1), 8-11
Issue Date	2018-08-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/73018
Type	other
File Information	21(1)_5_miyairi.pdf



第1 報告に対するコメント

北海学園大学 宮 入 隆

1. はじめに

本稿では、小林国彦氏による第1 報告「北海道農業の未来と農協の役割」（以下、「小林報告」とする）に関して、論点を提示する形でコメントとしたい。

小林報告では、2016年の農協法改正へといたる規制改革推進会議による「農協改革」の基本的性格を再検証し、その上で、担い手を中心に北海道農業の現状と今後の方向を見据えつつ、「制度としての農協」の先にあるこれからの農協の役割を検討することを課題としていた。

小林氏はこの間一貫して、改正農協法の最大の問題点は、「経営目的の明確化」という理由で、非営利規定に代わって「農業所得の増大に最大限配慮する」という目的が付与されたことであると指摘してきた。もちろん組合員の所得の増大自体は農協の重要な目的であっても、それだけではないより多様な協同の意義があるにも関わらず、それらは意識的に等閑視された。またその背後には、協同組合としての農協に対する三位一体的組織特性の否定、株式会社優越論と所得向上至上主義という認識があるとしている。

このような小林氏の指摘について、専門的な担い手が分厚く存在し、営農・経済事業を中心に組合員の所得向上に間違いなく寄与してきた北海道から発信することの重みをまずは評価したい。道内農協においては、府県の農協との事業実態の違いにジレンマを抱えつつ、それでもなお協同組合としての農協が地域と農業を支えていることを主張していかなければならない（小林[3] p.3）。それだからこそ、小林報告ではこの点を強調して

農協改革の問題点を指摘してきたということができらるだろう。

本稿でも以上の小林報告の基本スタンスに依拠しながら、まずは、協同組合としての農協構成員のあり方を第1の論点としたい。その理由は、小林報告が担い手の動向を踏まえ、組織力の低下という観点から今後の組合員の構成について言及しており、また、全国的には正組合員要件の見直しまでも行って、農協改革に対応しようとしているためである。

北海道ではまだそのような対応はみられないが、これからの農協を考える際に、組合員の姿をどう展望していくのかは重要な論点になるだろう。当然のことながら、組合員資格の変更は、正組合員のみならず、農協改革の重要ポイントとなる准組合員をどう位置づけるのかというにも繋がる。その意味で、准組合員の利用規制への対応という面からもこの点を検討していく必要があるだろう。

第2に、小林報告がメインテーマとして掲げたこれからの「農協の役割」について、小林報告で示された論点を整理しながら検討していきたい。今回の小林報告では、北海道農業の展開方向および農協改革を踏まえた上で、現在の農協の事業運営方式について、「事業構造と収益構造」の面から論点が提示されたが、本稿では、とくに総合事業に関わる問題を中心に考えていきたい。

2. 組合員構成に関する論点

小林報告では、今後の農協の役割を見据えるために、北海道における担い手の動向を確認している。そこで確認されたのは、担い手の減少と規模

拡大の進展、そして法人組合員、准組合員の増加といった組合員の異質化傾向である。これらの動向は、以前より指摘されてきたことではあるが、小林報告では、農協の組織問題として掘り下げ、統計資料の分析から、組合員のさらなる減少は組織力の低下をより顕著にすること、また、農協の経営基盤の弱体化も危惧される状況にあることを明確に示した。

組織力の低下や変化に対し、小林報告では、第1に、従来メインに据えられてこなかった家族経営内の女性や後継者をより積極的に取り込んでいくこと、第2に、北海道としても法人組合員や准組合員との関係性をどう作っていくのか検討しなければならないとしている。

正組合員の減少に伴う組織力の低下を克服するために、複数組合員制をさらに推進していくことについては同意したい。しかし、農家戸数自体の減少が見込まれるなかであって、従来の担い手たる農家世帯を中心に考えていくだけで、抜本的に組織力の低下が解消されるのかは疑問である。また、今回の報告では異質化傾向と一言でまとめられているが、報告者の小林氏は、別の論考（例えば、小林[5] pp.213-216）などでたびたび北海道でも多様な担い手像を展望することの重要性を指摘してきた。その点を補っておけば、小林氏は、規模拡大一辺倒の方向性ではなく、より多様な担い手の姿を実態としても捉え、そのような多様な担い手を農協自ら育成・支援する姿を展望してきたと認識している。規模拡大で生産面の維持ができたとしても、地域社会の維持のためには、いま以上の人口減少に歯止めをかけなければならず、それを踏まえた多様な担い手像の措置に関しては、さらに強調されるべきである。また、そこに農協が果たす実際の事例などの紹介にも今後期待していきたい。

他方で都府県においては、正組合員資格の耕作面積要件を廃止する、もしくは緩和することで、

正組合員の減少に歯止めをかけるという事例が増加している。

石田[1]は、「これにより、農家家族員はもとより、小規模農業者や定年帰農者らの『多様な担い手』、畦畔・水管理を行う農地所有者、貸農園・家庭菜園などで野菜や花を育てる地域住民も正組合員として迎えられるようになる」と述べている。このような本州の動向は、経営規模の小さい自給的農家や土地持ち非農家も従来から正組合員の中に含まれている本州の実状がある。また、単に正組合員の減少に歯止めをかけるというだけではなく、准組合員の利用規制に対する対応が念頭にあることも想像に難くない。

太田原[2] (p.242) が指摘しているとおり、組合員資格の制限を緩和することは、「農協法のさらなる大幅改定」につながる可能性もあるし、戦前の反産運動の教訓からも、民間企業などからの「農協つぶし」の攻撃を助長することにもなりかねない。従って、准組合員の利用規制への対応はもとより、いずれの理由にしても組合員資格を変更することは、より慎重に行われるべきである。さらにいえば、本州にみられるこのような形での正組合員資格の緩和が、北海道の実状に合っているとはいえず、小林報告で論点とされた組織力の向上に繋がるとも思えない。

しかし一方では、法人経営の従業員や酪農ヘルパーに代表される雇用者を農協組織の中で、どう位置づけていくのかという課題は検討されるべきではないだろうか。本州と同様に、従事日数だけを正組合員の資格要件とした場合、道内ではまず、これら新たな地域農業内部の人材が正組合員として受け入れられる可能性もある。

規模拡大が進み、家族労働力だけでは賄いきれない経営が増える中で、存在感が増しているこれら地域農業の新たな構成員は、従来の農家世帯・経営者のみを主たる組合員と考えてきた農協の中で、積極的に組合員と受け入れられてきたとは言

い難い状況にある。労働力不足が最大のネックとなっている道内において、雇用労働者の確保は喫緊の課題であり、また、それら人材の地位向上という面からも農協組織内での位置づけを考えていくべきだと思われる。

農業従事者すべてを正組合員として受け入れることにはならないまでも、地域農業に関わるものの総体を農協に結集していく可能性について、今後の検討課題の1つとして頂きたい。その際には、小林報告の最後に北海道農協の組織原理として示された「同志的」つながりも重要となってくる。それを農家間もしくは経営主間のみの問題として捉えずに、農業労働者も含めて、地域農業を支える「仲間」として受け入れることが農協に求められているのではないだろうか。

3. 総合事業方式をどう維持していくか

小林報告においては農協経営の動向について分析がなされ、とくに強調されたのが信用・共済事業の停滞、事業収益性の低下傾向である。北海道では依然として経済事業が黒字である農協が多いとしても、今後は総合農協としての収益構造のあり方についても検討が必要であると結論づけている。また注目すべきは、触れられることが少ない営農指導事業の費用負担、つまり営農賦課金の見直しにも踏み込んだ論点を提示している点である。費用負担の問題は、営農指導事業をどのように位置づけるのかに関わってくるという指摘も重要である。さらに小林報告では農協改革の論点の中で総合事業方式に関連して、信用・共済部門の収益で営農指導事業はもとより農協全体の収支を考えることは今後困難になるとも指摘している。これは一聴したところでは、総合事業方式が従来どおりではいけないことを指摘しているように捉えられる。

農協改革との関連で事業のあり方を考えるには、収支構造が大きな論点となることは間違いない。

ただし、その際にも農協改革に対峙し、農協の最大の強みである総合事業をどう再構築して、地域の生産と生活を支えていくのかという方向性を具体化して展望する必要がある。政府は成長至上主義のもとで、総合農協としての存在意義自体に揺さぶりをかけてきている。そのため今回の報告においても、これからの地域農業の持続的な発展や担い手の変化を踏まえつつ、今後の総合事業のあり方について、もう少し踏み込んで展望を示して頂きたいと思われた。

例えば、信用事業の収益が営農指導事業をはじめその他の事業を支えることができない場合に、道内農協にとってどう影響が出てくるのか。この点については、農協改革への対応の中でも喫緊の課題であり、むしろ信用事業を譲渡しない、もしくは代理店化をしないことを前提に論陣を張る必要があると考えられる。坂下[6]で、「農協の最大の機能は信用事業を軸として経済事業を関連付ける総合性にあるのであり、北海道の農協事業のあり方はその有効性を示している(p.29)」と端的に示されているとおり、北海道のこれまでの経緯からいっても信用事業は重要であり、そう簡単には譲れない部分でもあるだろう。

また小林報告では、北海道で「地域的集团的生産力」と捉えられてきた担い手も、個別的生産力への展開が進んでいるように見えるが、「個別化している経営体も単独では展開しえない」と断言し、農協の存在を前提にした生産力発展の方向性は、いまま道内において変わらないことが指摘された。実際、道内農協では、コントラクター事業や雇用労働力の確保支援、または農地の中間保有など、直接的・間接的に生産過程への関与を強める方向で個別経営を支援している実態があり、さらには各地でみられる農協による担い手確保・育成の取り組みは、地域全体で農業生産を維持・継承していくことの現れであるともいえる。そこでは、今まで以上に営農支援事業の役割は重要になっ

ているし、その基盤となる信用事業も含めた総合的な支援の充実も欠かせない状況にある。とくに担い手確保のための新規参入者支援ではその側面が強い。さらには、小林報告が「4. 自己改革の論点」で述べた「変化に柔軟に対応していく組織体制の整備」の一端は、地域の実情に合わせた単協の各種実践のほか、単協の枠を超えた広域連携による農業振興、ホクレンによる営農支援の拡充など、系統組織全体の様々な取り組みのなかで萌芽をみることができる。

以上の実態を踏まえれば、小林報告で指摘されたとおり、集团的生産力発展の延長線上に、今日も農協の事業的な発展があることは間違いない。その一方で、否応なしに進められている農協改革の下で、従来通りの事業方式をそのまま継続できるかどうか不安が増す中であって、再度、現場での各種実践の蓄積を踏まえ、今日的な総合事業方式の再編方向を見出していくことが求められている。

引用・参考文献

- [1] 石田正昭「検証 自己改革－論理と実践⑨」
日本農業新聞2017年8月25日版
- [2] 太田原高昭『新明日の農協－歴史と現場から』
農文協、2016年12月。
- [3] 小林国之「北海道から農協改革を問う(序章)」
小林国之編著『北海道から農協改革を問う』
筑波書房、2017年1月、pp.1-17。
- [4] 小林国之「北海道における農協の経営・事業
の現段階(第3章)」小林国之編著『前掲書』、
pp.74-98。
- [5] 小林国之「農業・農村のものさしづくりと社会
経済システムとしての農協(終章)」小林国之
編著『前掲書』、pp.207-230。
- [6] 坂下明彦「Ⅲ 事業の総合性とその発展」坂
下明彦ほか編著『総合農協のレーゾンデー
トル』 pp.25-44。